

不正受給の場合の措置

不正受給があった場合、次のように厳しく取り扱われます。

- 1 支給前の場合は不支給になります。
- 2 支給後に発覚した場合は、①不正受給により返還を求められた額、②不受給の翌日から納付の日まで、年5%の割合で算定した延滞金、③不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計額の納付が必要です。
- 3 支給前の場合であっても支給後であっても、不正受給による不支給決定日又は支給決定取り消し日から起算して5年間は、その不正受給に係る事業主に対して雇用関係助成金は支給されません。
- 4 不正の内容によっては、不正に助成金を受給した事業主が告発されます。詐欺罪で懲役1年6か月の判決を受けたケースもあります。
- 5 不正受給が発覚した場合には、原則事業主名等の公表を行います。

上記1～5のことにあらかじめ承諾していただけない場合には、雇用関係助成金は支給されません。

労働局をはじめ各助成金の支給機関においては、助成金の不正受給がないかどうか常に情報収集するとともに法令に基づく立入検査等の実地調査をしています。